

令和2年6月11日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
農	林	下	村	浩	信
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和

令和2年6月11日（木）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 報告第1号 令和元年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第2 報告第2号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第3 報告第3号 令和元年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告）
- 日程第4 報告第4号 令和2年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第5 議案第17号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第2号））（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第18号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第19号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第20号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第21号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第22号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第23号 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第24号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第1号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．報告第1号 令和元年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

おはようございます。報告第1号 令和元年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

繰越明許費は、一般的に繰越事業と言われるものでございまして、令和元年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を本年度に繰り越して執行するものでございます。

2ページをお願いいたします。

繰り越した事業及び金額の一覧です。

表の中で事業名の次の金額は、昨年度、議会において設定いたしました繰越限度額でございます。

その次の翌年度繰越額は、令和元年度から本年度に繰り越した額でございます。

次の欄の既収入特定財源につきましては、令和元年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。

次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、本年度に収入見込みの特定財源を種類別に区分したものでございます。一番右の一般財源につきましては、事業費のうち市が一般財源として負担する金額でございます。

それでは、上から順に御説明いたします。

ナンバー1の大雨・台風被害支援対策事業は、金額欄の繰越限度額11,700千円のうち618千円を本年度に繰り越しております。

ナンバー2の産地パワーアップ事業（園芸）は、限度額237,475千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー3の基盤整備促進事業（圃場整備）は、限度額25,100千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー4の基盤整備促進事業（農業用排水施設）は、44,370千円のうち34,030千円を繰り越しております。

ナンバー5の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島地区）は、33,390千円のうち28,040千円を繰り越しております。

ナンバー6のため池等整備事業（調査計画・耐震化工事）は、限度額6,600千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー7のため池等整備事業（漏水調査・対策工事）は、限度額10,100千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー8の自然の館管理運営事業（自然の館改修工事）は、限度額を5,800千円といたしておりましたが、年度内に事業が完了したため繰越しはございません。

ナンバー9の水産基盤ストックマネジメント事業は、22,100千円のうち10,203千円を繰り越しております。

ナンバー10のプレミアム付商品券事業は、50,000千円のうち3,278千円を繰り越しております。

ナンバー11の祐徳門前町街づくり事業（街なみ環境整備事業）は、限度額24,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー12の祐徳門前町街づくり事業（観光地域振興無電柱化推進事業）は、限度額45,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

3ページをお願いします。

ナンバー13の道路維持事業（市道乙丸・常広線拡幅工事に伴う用地取得経費）は、442千円のうち441千円を繰り越しております。

ナンバー14の辺地道路整備事業（市道中川内・広平線）は、60,100千円のうち56,744千円を繰り越しております。

ナンバー15の社会資本整備総合交付金事業（皿山橋拡幅、橋梁補修）は、32,549千円のうち14,650千円を繰り越しております。

ナンバー16の社会資本整備総合交付金事業（古場切・浜漁港線橋梁補修ほか）は、限度額59,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー17のがけ地近接等危険住宅移転事業は、限度額4,952千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー18の鹿島市耐震化促進事業（避難路沿道建築物耐震診断）は、限度額を7,160千円といたしておりましたが、年度内に事業が完了したため繰越しはございません。

ナンバー19の減年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、限度額を12,117千円といたしておりましたが、年度内に事業が完了したため繰越しはございません。

財源内訳は、表に記載のとおりでございます。

この結果、19事業の繰越限度額の合計691,955千円のうち560,231千円が本年度に繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第2 報告第2号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 報告第2号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

皆さんおはようございます。

報告第2号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書は4ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

5ページを御覧ください。

繰越額の確定に伴いまして、繰り越す事業及び金額について報告するものでございます。

鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター改築工事委託は、金額欄の繰越上限額39,000千円に対し、その全額を令和2年度に繰り越しております。

また、鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託につきましても、繰越上限額50,000千円の全額を繰り越しております。

3月議会で議決いただきました2事業につきましても、繰越上限額の合計89,000千円の全額を令和2年度に繰り越した確定額となります。

なお、財源内訳は、同表記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3. 報告第3号 令和元年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。染川水道課長。

○水道課長（染川康輔君）

それでは、報告第3号 令和元年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

議案書は6ページから7ページでございます。

議案書6ページを御覧ください。

本案件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和元年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について別紙のとおり報告するものでございます。

議案書7ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、事業名、久保山配水池改修事業でございます。予算計上額559,353千円から支払義務発生額455,227千円を差し引いた翌年度繰越額は104,126千円でございます。

この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、当年度損益勘定留保資金26千円、企業債104,100千円でございます。

今回の予算繰越しは、現在取り組んでおります久保山配水池改修事業において平成30年度から令和元年度へ繰越しを行った本体工事の工期を延長したことに伴い、令和元年度関連工事においても適正工期の確保のため、工期を翌年度に延長し、それぞれの出来高に応じて繰越しを行ったところです。

このため、令和元年度内に支払義務が発生しなかった予算額104,126千円につきまして、令和2年度に繰り越して使用することといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

1点だけ、この水道事業に限ったことではないんですけど、先ほどからあっている、ずっと一般会計の繰越しであったり、下水道、それから、水道事業と繰越明許費。これを繰り越した理由というのは、やっぱり入ってくる財源といいますか、それが延びているということだろうとは思んですけど、金額にして合計すると結構な金額なんですね、これ。7億円から8億円で、ちょっと気になるのが、土木工事に関することが非常に多いんですよ、繰越しの中で。

そういう中で、土木をされる業者の方たちに少し影響があるんじゃないかなと、工期はもともと決めていたわけですから、そういう中でこうやって繰越しをしていくと、そのあたり、業者さんから何かしら工期を早めてくださいとか、そういうふうなお話はなかったんでしょうか。

特に気になるのが久保山の工事、非常に延びております。全体的に見て、どこの課というわけではないですので、部長級の方で御答弁いただければと思いますが、影響はないでしょうか。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

現在、各関係の業者さんから、そういうときの苦情、もしくはお願い等はあっておりませんので、そこら辺については問題ないと理解します。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

寺山建設環境部長のほうからそういうふうな御答弁をいただきましたから、そしたら安心をしたところでは。

ただ、こうやってから毎年毎年、事業の繰越しというのはあるわけですけど、やっぱり本来だったら、その年度内に終わらせるのが理想だろうと思います。そうじゃないと、新たな令和2年度の様々な事業計画、これにもまた影響を及ぼす可能性もあると私は考えております。

今回はこういうふうに出されて、これは報告事項ということで、それで特別審議をするわけではないし、3月議会で出された部分もいっぱいありますので、これはこれでいいと思っておりますが、可能な限り年度内で消化されることをお願いして、質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．報告第4号 令和2年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

報告第4号 令和2年度鹿島市土地開発公社事業計画について御説明申し上げます。

議案書の 8 ページをお願いいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものでございます。別冊の令和2年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

鹿島市土地開発公社は、昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいっております。現在、全ての保有地を売却しており、本年度は公社を維持していく必要最小限の予算を計上いたしております。

事業計画書の 1 ページをお開きください。

本年度の収支予算総額は、38千円といたしております。

2 ページをお願いします。

収入支出の内訳でございます。

事業外収入で、利息収入38千円を見込んでおります。

支出につきましては、管理費38千円を計上いたしております。

3 ページでございます。

資金計画でございます。左の受入れ資金につきましては、事業外収入と前年度繰越金36,986千円を加えました37,024千円でございます。支払い資金は予算の支出と同額の38千円でございます。

4 ページをお開きください。

予算に関する説明書でございます。収入は利息収入38千円でございます。

5 ページでございます。

支出の内訳になります。旅費、需用費、負担金等の経費を計上いたしております。

なお、この事業計画につきましては、去る3月19日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決によるものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

お諮りします。議案第17号から議案第24号までの8議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第17号から議案第24号までの8議案は、委員会

付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第17号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5．議案第17号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第2号））であります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第17号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

議案書、補正予算書、議案説明資料で御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

10ページは専決処分書でございます。

令和2年5月8日付で専決処分したものでございます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に102,000千円を追加し、補正後の予算総額を18,690,700千円といたしましたものでございます。

2ページから3ページは、歳入歳出の集計となっております。説明は省略をいたします。

4ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので御準備方お願いをいたします。

議案説明資料1ページから3ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっております。説明は省略いたします。

4ページをお願いいたします。

本補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正でございます。歳入は、ふるさと納税基金繰入金（市長におまかせ分）でございまして、102,000千円を繰り入れております。歳出は事業継続支援事業給付金として、休業協力給付金30,000千円、貸店舗型給付金10,000千円、持続化給付金60,000千円などとなっております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経営環境が悪化する中小企業等への本市独自の緊急経済支援策を講じているものでございます。

5ページは、第2号補正後における積立基金の状況を表したものでございます。御参照ください。

以上で報告を終わります。専決処分事項につきまして御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

おはようございます。今の商工業振興費、緊急経済対策支援金として、ふるさと納税から102,000千円が処分されております。

まず、ふるさと納税の鹿島市ふるさと納税基金条例第1条を読んでもらってよかですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

まず、先ほど議員おっしゃいましたふるさと納税基金の繰入金ですね、102,000千円でございます。

ふるさと納税基金条例のほうですね。（「はい、第1条を」と呼ぶ者あり）ふるさと納税基金条例第1条（目的）でございます。この条例は、「人が輝くまち鹿島」のまちづくりを応援するため全国から寄せられた「ふるさと納税」による寄附金を原資とし、それぞれの寄附者の思いをまちづくりに資することを目的とする。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、鹿島市ふるさと納税基金条例第1条には、この条例は、「人が輝くまち鹿島」のまちづくりを応援するため全国から寄せられた「ふるさと納税」による寄附金を原資とし、それぞれの寄附者の思いをまちづくりに資することを目的とすると規定されています。

鹿島市の緊急経済支援策としての基金の処分については、鹿島市ふるさと納税基金条例、そして、鹿島市ふるさと納税基金条例施行規則の何条によって、緊急経済対策支援金として基金を処分するに至ったのかを答弁してください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議員おっしゃいますように、本基金条例につきましては、先ほど申し上げました目的のとおりでございます。全国から寄せられました寄附者の思い、これを政策、または施策、事業に反映するために、同施行規則のほうで具体的な規定をしているところでございます。

条例の施行規則に具体的な事業の区分ということで挙げてあります。先ほどおっしゃいま

した条例第7条が別に定める事業として、同条例施行規則第3条で8項目挙げてあります。これ、全部読み上げたほうがよろしいですか。（「いや、よかです」と呼ぶ者あり）その中で、産業の振興、もしくは福祉・保健・医療の充実等々がございます。その中で、これが全部で7項目、具体的な事業がございまして、それで市長が必要と認める事業ということで、こちらのほうで今回、緊急経済対策ということで充当をさせていただいているところです。以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

たとえ市長が認める事業であっても、ふるさと納税の第1項には、基金は第1条に掲げる目的のため、市長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとなっているわけですね。この1条というのは、人が輝くまちづくり、まちをつくるためであって、経済的な緊急対策支援には私は使われなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

このふるさと納税の趣旨及び用途等につきましては、所管は総務省になりまして、総務大臣命でこういった趣旨に使って下さいというふうなことでの通達等がなされているところであります。その中で、地元の地域資源を生かしたまちづくり、もしくは経済回復対策等にも使って下さいというふうな通達等が、これは大臣メッセージですが、ございますので、それらに基づいて今回、やはり緊急的に措置をする必要があるということで、ふるさと納税基金を繰入れさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

その通達があれば、後で資料として提出してもらってよかですか。地方自治法の第241条には、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができる。第3項には、第1項の規定により特定の目的のため財産を取得し、または資金を積み立てるための資金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することはできないと、地方自治法にはなっているですね。この地方自治法を無視して、その総務大臣が使っている

と言われたわけですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

基金の積立てには、それぞれ目的等がございます。その目的に従って積立てをし、財政需要等に備えているというふうな状況であります。

今回のことにつきましては、本件につきましては、地方自治法及び本市の基金条例及び先ほど申し上げました施行規則等に基づいて充当をさせていただいたものであります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

ちょっと言われていることが法律には合っていないような感じがしますが、鹿島市財政調整基金条例の（処分）第6条のところの第1項ですね、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足分額を埋めるための財源に充てるときということで、鹿島市財政調整基金、これを充てたが一番妥当な費用の処分ではないんですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

おっしゃるとおり、財政調整基金につきましては、先ほどおっしゃいましたような急激な税収減、もしくは災害等々の場合に備えておくべき地方財政法及び地方自治法に定められた基金でございます。そういうことで、第1号補正につきましては、財政調整基金を15,000千円繰入れさせていただきまして、緊急的に対応しなければならない事業につきまして充てさせていただいているところであります。

このように、社会情勢の変化等に柔軟に対応していくために財政調整基金は備えておくべき基金であるというふうに認識をいたしております。

○議長（角田一美君）

1 番議員に申し上げます。質疑は会議規則第54条の規定で、同一議題につき3回までとなっておりますので、注意をいたします。（「すみません、今の説明が分かりませんが、どういう意味ですか。違う事柄を私聞いているでしょう」と呼ぶ者あり）同一議題につき3回までとなっております、質疑ですね。1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

いろいろ今お話しされました。しかし、寄附された思いというのは、鹿島市のまちづくりのために寄附されているわけですね。その寄附された方々の思いと違うようなお金の使い方

をしたら、次からふるさと納税が減っていくおそれがあるんじゃないかと思います。そこら辺は考えながら基金を使っていたらいいと思います。

終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

おはようございます。今審議しております休業協力給付金と貸店舗型給付金と持続化交付金ですね、これを今どれくらい利用されているのか、そこら辺分かったらお願いします。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

現在の状況でございますけれども、店舗休業型協力給付金の受付件数が218件、金額にいたしまして32,700千円でございます。貸店舗型給付金の受付件数が116件、金額にいたしまして11,600千円でございます。持続化給付金でございますけれども、法人が65件の13,000千円、個人事業主が141件の14,100千円でございます。全て合わせまして、延べ370件の71,400千円となっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

この鹿島市でこういう商工業者を支援していただくというのは、多分、鹿島始まって以来、初めてのことじゃないかなと。大変ありがたい給付金だと私も思っていますけれども、いわゆる休業協力給付金と貸店舗のほうですね、これは予算よりも少しオーバーしているという状況になっていますよね。ところが、持続化給付金に関しては、まだ利用があまりないという状況じゃないかなと思うんですけれども、その利用がない状況の理由というのは分かりにくいと思いますが、どういうことで利用が少ないのかなという気がするんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

持続化給付金の利用が少ないということで、この業種の内訳を見てみますと、一番多く占めているのは飲食、小売、サービス業なんですけど、意外と少ないのが製造業及び建設業で

す。鹿島型の持続化給付金と申しますのは、売上げが20%以上49%以下の方を対象にいたしております。その中で製造業、建設業が少ないということは、逆に考えれば、その業界は50%以上の売上減少になっているのではないかというふうに推測しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

分かりました。というのは、今の数字ですね、持続化給付金の場合は50%以上減収になっているということは、かえってかなり深刻な状況になっているということなんでしょうね。だったら、そこら辺をしっかりと原因を調査しておかないと、今後の施策に与える影響というのが出てくるんじゃないなと思うんですよ。

だから、多分、国の調査というのはなかなか得にくいというふうに聞いていますので、国の状況というのは分かりにくいと思いますけれども、鹿島市で20%から49%という方たちが多いのか少ないのか、そこら辺もちょっと判断しにくいところだと思いますけれども、この事業が終わった後、決算のときになると思いますが、そのとき、ぜひそこら辺の分析をしていただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

お尋ねをしたいのは、今回このようにして予算が上がっておりまして、商売されている人たちもよかったというふうにおっしゃっていますが、この計画がされた頃からして、また、だんだんそのことによって商売が盛り返したという状況じゃない、ますますどうなっていくかという不安な状況の中で今なさっているわけですね。

そういう中で、私は今後どこまで続くか分からないわけですが、これで終われない。そういう申請をして受けられた人たちの話を聞きますけど、まだどこまで行くか分からないので、これからどうなるだろうかという御心配をされている人は非常に多くあります。そういう面で、今後これはこれで終わらない、今後の状況の中でさらに私は市としての対応をしていかなくてはいけないと思いますが、そういう御準備がございしますか。その辺についてお尋ねします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、非常に影響が広く、そして、長く、厳し

く出ているような状況でございます。したがって、本市としましてもいろんな対策を講じていく必要があるということから、この後、提案をいたします補正第3号、またはその以降につきましても、国の情報等々を収集しながら、適時適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

本当、今、鹿島の場合、どこでもそうですがね、何はさておいて、このような面に十分力を入れていかんといかん、財政もつぎ込んでいかんといかんと思うわけですよ。そういう面では、もちろん国の云々もありますが、それだけでは到底追いつかないという現状ですね。今、商売なさっている人の中にも、年末まで続けることができるだろうかと、そういう心配をなさっている方もいらっしゃる。それは本当、事実だと思います。お店がせっかく開けられるといっても、お客はいない。やっぱり私たちだって注意しますからね。開かっているということだって、少しでもお手伝いできればなと思って、なかなか足は向きませんね。

そういう現状の中ですから、実態を調べながら、ぜひそういう面では、先ほどから中村議員のほうからもおっしゃっていますが、ふるさと納税云々だけじゃなくて、市が独自で国の分もあると思いますが、そうじゃなくて、本当に今ここで立ち上がらなくちゃいけない、守っていかなくちゃいけないという立場で、財政的に十分な取組を私はさせていただくものと思いますが、そういう形で進んでいっていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第2号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第17号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第18号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6．議案第18号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

それでは、議案第18号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は11ページでございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するというものでございます。

内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

議案説明資料の41ページをお願いいたします。

議案説明資料41ページ、2番の主な改正内容です。

まず、(1)新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置となります。

まず、①徴収の猶予制度の特例です。新型コロナの影響で収入が大幅に減少した場合に、通常とは異なり、担保不要、延滞金もなしで1年間、納税の猶予ができるというものです。

対象となりますのは、市が課税している税全般で、令和2年2月1日から来年1月31日までに納期限が到来するものとなっております。

要件としましては、令和2年2月以降の一定期間、1か月以上の期間におきまして、前年同期と比べておおむね20%以上の収入減があり、納税が困難な場合となっております。

次に、②中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置です。

こちらも新型コロナの影響で売上げが減少した中小事業者の令和3年分ですので、来年度分になりますが、その1年間の固定資産税のうち、償却資産分と事業用家屋分の課税標準額を軽減するものです。

今年2月から10月までのどこかの3か月間の売上げが、前年同期と比べて30%以上減少していることが要件となります。売上高の減少幅が30%から50%未満の場合2分の1に軽減、50%以上減少していればゼロに軽減されます。

この措置による減収額は国から補填されることになっております。

続きまして、③生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長です。

現在、新規の設備投資を行う中小事業者を支援する措置として、平成30年度から令和2年

度までの間に設備投資を行い、生産性が年平均1%以上向上する場合に、その設備に係る固定資産の課税標準額が3年間ゼロ、つまりその分の税額が3年間ゼロになる措置がございしますが、今回、新型コロナの影響を受けながらも新規に設備投資を行われる中小事業者への支援策として、対象を機械及び装置などの設備・備品に加え、事業用家屋と構築物まで拡充、また、投資期間を令和4年度まで2年間延長するものです。

この措置による減収額も国から補填されることになっております。

次の42ページに移ります。

次に、④軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長です。

昨年10月から軽自動車取得税と置き換わる形で、燃費性能などに応じて取得額の2%まで課税される環境性能割ですが、昨年10月から今年9月までの1年間、税率を1%軽減する措置が現在取られています。今回、新型コロナ対策として、その1%軽減する期間を令和3年3月31日まで6か月間延長する措置となります。

この措置による減収額も国から補填されることになっております。

次に、(2)、ここからは新型コロナ対策ではない分になります。所有者不明土地等にかかる固定資産税への対応です。

所有者不明土地対策として、所有者情報の把握や課税の公平性の確保のため、次の措置が講じられております。

まず、①登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間、現所有者に必要な事項を申告させることができることになりました。

鹿島市では、以前から任意で相続人代表ということで提出をお願いしておりましたので、窓口での対応には変更ございません。

次に、②です。調査をしても所有者が明らかにならない場合に、そこを使用している人がいる場合、事前に通知を行って、その方を所有者とみなして固定資産税を課税することができるようになるというものです。

次に、(3)その他の固定資産税の特例措置です。

①ローカル5Gの設備にかかる課税標準額の特例措置の創設です。ローカル5Gとは、例えば、工場や工事現場、病院など、特定の場所に設置をして、遠隔操作による機械や重機の操作、また、遠隔地からの診療などがスムーズに行えるようにする大容量高速通信のことで、その設備を新設した場合に、その課税標準額を、3年間2分の1に軽減するというものです。

適用されるのは、令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に新設したものとなっております。

ただ、これは現在のところ、市内での整備予定は聞いておりません。

次に、②浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準額の特例措置の創設です。

大雨などで川が氾濫した際に浸水の拡大を抑制する効果がある輪中堤や自然堤防などの盛土がなされた区域が浸水被害軽減地区という指定を受けた場合、3年間その土地の課税標準額を3分の2に軽減する措置となっております。

適用されるのは、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に指定されたものとなっております。

現在のところ、市内での指定はございません。

次に、(4)軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しです。

リトルシガーとか呼ばれております一般的な紙巻きたばこより細くて短い葉っぱを混ぜ込んだ巻紙で巻いてあるたばこを対象とするものです。これが現在、紙巻きたばこではなく葉巻に分類されますので、重さで課税をされております。それを紙巻きたばこと同様、本数での課税に見直すというものです。

今年10月に1回目、来年10月に2回目と段階的に税率が引き上げられることになっております。

次に、(5)未婚のひとり親に対する不公平の解消措置です。

これまで同じひとり親であっても、婚姻歴の有無や性別で控除の適用や額が異なっておりましたが、その不公平を解消するため、①では全てのひとり親家庭について婚姻歴や性別に関係なく、住民税申告での所得控除300千円を適用するという。②では住民税の人的非課税措置を見直しまして、現在、寡婦、女性の寡婦ですね、それと、寡夫、夫のほうの寡夫と単身児童扶養者、児童扶養手当受給者の父母ということになっておりますのを、後半の夫のほうの「寡夫・単身児童扶養者」を「ひとり親」に変更をしまして、婚姻歴等に関係なく対象範囲を広げる措置となっております。

これらの改正が適用になる令和3年には、非課税になる所得の上限が引き上げられますので、所得が1,350千円までのひとり親は非課税ということに拡大されます。

次に、(6)国税の見直しによる規定の整備です。

企業の事務負担軽減のため、簡素化のためということで、国の法人税制度を連結納税制度からグループ通算制度に移行させる整備ということで法改正がなされております。

これに伴いまして、鹿島市の条例も改正することになっておりますが、鹿島市の法人市民税への影響はありませんが、条項等の整備を行っているものです。

ここまで説明いたしました改正内容のほかに、地方税法の改正に伴いまして、市税条例の条や項のずれ、年号の修正などがありますが、内容等に大きな変更はございません。

続きまして、3の施行期日です。

(1)新型コロナ対策に係るもの、所有者不明土地に係るもの、その他固定資産税に係るものが公布の日となっております。

(2)葉巻たばこに係るものが2段階となっております、今年10月と来年10月。

(3)未婚のひとり親に対する不公平解消措置が、次の申告からの適用となりますので、令和3年1月1日。

(4)国の法人税の見直しが企業ごとの事業年度との調整など、準備期間を取りますので、令和4年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

1点だけ質問をいたします。

先ほどの主な改正内容の理由の中で、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策における税制上の措置の①のところ、徴収の猶予制度の特例ということで、収入が大幅に減少した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予ができるということが説明ありました。この場合、例えば、今から先、助成金とか補助金、これを受ける場合は税の滞納がない証明というのが、多分、市役所側で発行されると思うんです。この税の滞納がないということが補助金、助成金の対象になっているはずなんですよ。今回、このような形で1年間税の猶予ということになりますと、この猶予の期間というのは、税の滞納扱いになるのかどうかですね、その部分をお伺いします。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

徴収の猶予を行われた際については、猶予した後の期限が納期限ということになりますので、その間は滞納ということではなくて、まだ税を納められていないだけということの取扱いになるかと思えます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

なると思いますですか。それとも、なりませんですか。どっちかちょっとはつきりしないと、今後、例えば、補助金とか助成金とかを受ける予定がある方というのは、これを申請しにくいと思うんですよ。ですから、ここの部分は、なると思いますということよりは、なりませんということで、しっかりとお答えをいただきたいと思えます。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

失礼いたしました。徴収猶予、猶予期間の終わりが納期限ということになります。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

それでは、税の滞納にはならないということによろしいんですね。ちょっと答え方が一般の方からすると理解しにくい答え方だったので、私が単純に言いますけど、税の滞納ではないということによって理解してよろしいんですね。はい、分かりました。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに、あと、質問される方。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、ここで10分ほど休憩いたします。

11時15分から再開します。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第18号についての質疑を続行します。

ほかに質疑ありませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

1番中村です。よろしくお願ひします。説明資料の42ページの（第1条の税条例第54条）の件について質問します。

②の「調査をしても固定資産の所有者が明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産台帳に登録し、固定資産税を課することができるようにする。」となっていますね。

これは、制度の概要説明をすると、令和2年度の地方税法の改正により、市町村が一定の探索手段を尽くしても固定資産の所有者の存在が一人も明らかでない固定資産について、当該資産を使用収益している者が存在する場合は、その者を所有者とみなして課税することができることとしておるわけですね。所有者が一人も明らかでないという物件は、鹿島市内には何件ぐらいありますか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

現在、所有者不明の一人も明らかでない物件としまして約30件ございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、その所有者が判明しないで使用者は判明しているわけですね。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

建物、また固定資産税ですので、土地とかということになりますので、そこについては全く使用をされていない場所であったりということもあります。

今現在、調べたところでは3件ほど使用をされているようだというのがあります。（「3件、使用されている」と呼ぶ者あり）3件ですね。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、鹿島市内のまちの中に壊れそうな家があって、それは所有者は亡くなっている、使用している方も数年前から施設に入っているわけですね。本当はそれを特定空家に指定すればいいんですけど、市のほうがそれを、まだできていないので、条例がですね。それで、そこは、それじゃ所有者も使用者もいないという場合は、相続人になるわけですか、固定資産税は。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

その空き家の状況等で、場合によっては固定資産税自体がかかっていないという可能性もございしますが、通常、その所有者が分からなくて、こちらのほうで各所、お子様とか、そういったことで相続関係をずっと当たっていきますけれども、そこらあたり、相続放棄とかいう形でされている場合には、相続される方もいらっしゃらないし、使用者もいらっしゃらないということになれば、ちょっと手の施しようがないということで、現在のところ、市のほうで課税をする場合は公示送達ということで行って、ちょっと税に関しては納税はなされない状況ということになっております。（「相続人がいても」と呼ぶ者あり）

相続人がいらっしゃったら、相続放棄とかをされていなければ、その方にお願いはしております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

その相続人が20人ぐらいいるわけですよ。その場合は難しかですね。分かりました。終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

説明資料の41ページでございます。

大きな2、主な改正内容で②の中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置についてで、ポッチの2つ目ですね。令和2年から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年同期と比べて30から50%未満の場合2分の1で、50%以上の場合がゼロということでここに書かれておりますけれども、売上高の減少という言葉を入れんと意味合いがちょっと本来の趣旨と違うようになっているんじゃないかと思っておりますけれども、それはいかがですか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えします。

勝屋議員おっしゃいますとおり、この30%から50%未満、また50%以上というのは売上高の減少幅でございますので、ちょっと表記にまずい部分があったかと思えます。申し訳ありませんでした。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに何か。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

二、三点、ちょっとお聞きしたいところがございます。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大というか、そういうふうなことで緊急な措置、軽減措置等も今回、税条例の改正に上がっているわけですけど、その中で、まず資料の41ページのところにある主な改正内容の1番の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の2番目、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置というものがあるんですけど、これは本当にありがたいというか、助かるところも結構あると思うんですね。

そういう中で、この下のほうに書いてある令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年同期と比べて何%未満の場合、何%以上の場合と、こういうふうに書いてあるわけですけど、この2月から10月までという根拠は何なんでしょうか。新型コロナウイルス感染症がここで終息するわけでもないでしょうし、どうしてここでこういうふうな期限を

切ってあるのか、まず教えていただけますか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えします。

2月から10月までの任意の3か月間ということで設定をされているということですが、これのはっきりしたところは、申し訳ありません、私もちょっと把握をしていないんですけれども、この措置による減収額について全額国費で補填をされるということになっております。これについては、1月に申請を国のほうにして、その後、国のほうでの審査を経て入ってくるということでの手順にはなっているようです。

ですので、そこまでの期間的な余裕を持ってということで2月から10月になっているのではないかというのが、申し訳ありません、私のほうの推測でしかありませんので、実際のところはもう少し調べてお答えさせていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

担当課長のほうがちょっとなかなかそこまでは分からないということで、もちろんこれは国のほうからずっと下りてきたわけですから、国の決定によるところでしょうけど、やはりちょっと首をかしげますよね。これが2月ぐらいから新型コロナウイルス感染症が国内で広まってきたと。そういう中で、年度内、令和3年度の課税分というか、そのときですから、普通でいえば、中小企業とか個人事業主等にも関わるところですけど、大体12月までというのが普通じゃないかという気はしたんですね。ですから、そのあたりは分かったら、また後日教えていただければと思います。

それと、42ページにあります、その他固定資産税の特例措置の中でローカル5Gの設備にかかる課税標準額の特例措置を創設する。ということで、先ほど担当課長の説明では、市内の整備の予定は今のところは聞いていませんというふうなお答えでした。

事前にこの資料をいただいて、私もずっと目を通す中で、ああ、新しい言葉が出てきたなと思っております。5G、次世代通信インフラということでね、今、携帯電話のほうも2G、3G、それから飛び越して5Gと様々な形に、やっぱり高速の大容量であったり、それから超高信頼の低遅延通信、そして多数同時接続、様々な特徴があるわけですね。私は、鹿島市内でも、こういうふうなのに取りかかる企業があればなという気はしていたんですね。

しかし、やはり設備投資に相当なお金がかかってくるでしょう、これをやることによってね。物作りを得意とするこの鹿島市においては、遠隔操作で様々な機械を動かすということは、これからやっぱり必要などころではないかなと思うんですね。

ですから、税務課長にこれを言ってもしょうがないんですけど、私としてはこういうふうなもの地元の企業等に働きかけをされてはどうかという気はしております。そこのあたり、担当がどこに行くかはちょっと分かりませんが、何かお答えができたらいただければなど思っております。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

伊東議員が言っていただきました5Gにつきましては、私自身もどういうものかというのをあまり研究したことはございませんが、やはりせっかくのいいチャンスということで、この前のほうの新型コロナウイルス感染症対策の税制上の措置についても、やはり市民の方にとっては必要なことではないかと思っております。

よって、まずは広報でお知らせする。簡単な、分かるようなお知らせを、市民に関係するものはですね。

それと、この5Gにつきましても、商工会議所なり、また事業所に分かるような手だてをして、市民に広くお知らせすることを心がけたいと思っております。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

すみません、少し補足をさせていただきたいと思います。

5Gにつきましては、総務省のほうが進んでいるということで、地域の中で、議員おっしゃったように、高速大容量の通信という形で進めているところでございます。

国のほうも、そういった形で推進をしているところから、先ほど市民部長が申し上げましたように、市内のほうにも導入できる場所があればということで、広報をできればと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。最後に質問をしようと思っておりました。部長のほうからお答えをいただきましたけど、やはりこういうふうな新型コロナ関連の様々な、今回はこの税の改正といいますか、軽減措置等が入っているわけですけど、やはり市民の皆さんに確定申告の時期とかね、そういうふうなときに、やっぱり関係があることなんですね。ですから、この市民の皆さんへのこういうふうな税制の改正、これの案内、情報伝達、これはしっかりとやっていただきたいなと思っております。

これからも多くの、まだまだ多分出てくるかも知れません。今度新たな2兆円の国が考えている法案が間もなく可決を迎えるでしょう。そうなってくると、また新たな様々な事業等も出てくるわけですね。

それも含めて、言い方は悪いですけど、知らない人が損する、そういうふうにやっばりになってしまいがちなんですね。今は新聞等もあまり取っていらっしゃらない方も増えているとお聞きをいたします。様々なインターネット等で情報はある程度は入ってくるのかも分かりませんが、こういうふうな小さい部分に関しては、やっぱり行政がしっかりと市民の皆さんにお知らせをする必要があると思うんですね。ですから、それをお願いしておきます。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第19号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。梶山市民課長。

○市民課長（梶山照之君）

それでは、議案第19号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は25ページでございます。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法

律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するもの
でございます。

改正内容につきましては、議案説明資料で説明いたします。

資料の48ページをお願いします。

2の主な改正内容としまして、(1)住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交
付の制度化です。これは、住民基本台帳法の改正により、住民票の除票の写し及び戸籍の附
票の除票の写しの交付について新たに制度化されたため、条文に明記するものです。

(2)通知カードの廃止についてです。マイナンバーカードの普及促進と通知カードの住所
等追記欄の記載省略などによる市区町村の負担軽減を図るため、通知カードが本年5月25日
に廃止されたことにより、通知カードの再交付手数料の規定が不要になりました。既に発行
されている通知カードは、記載された氏名、住所等が住民票等と一致している場合に限り、
マイナンバーを証明する書類として使用できます。出生などにより新たにマイナンバーが付
番されたときは、通知カードに代えて個人番号通知書が発行されることとなります。

3、施行期日は公布の日としています。

条例改正に伴う新旧対照表は、資料の44ページからになります。

44ページのほうをお願いします。

旧条例では、第2条第8号で住民票と戸籍の附票についてまとめて規定をしていました。
今回、第9号の通知カードの再交付手数料の規定を削除することになりましたので、新条例
では第8号を住民票、第9号を戸籍の附票に分け、その上でそれぞれ「除票を含む。」こと
を規定しています。

第10号は、個人番号カードの再交付手数料に関する規定で、改正後の引用省令を追加する
もので内容に変更はありません。

次に、第4条です。

これは今度の法改正に直接関係するものではありませんが、手数料の免除に関して、第4
条第1号の法令の規定により手数料を免除するものと、第3号の別表に規定することによっ
て手数料が免除できるものを区分けするため、今回、別表を整理しています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第20号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8．議案第20号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

それでは、議案第20号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書は28ページから、議案説明資料は49ページからです。

まず、議案書28ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

概要につきましては、議案説明資料で説明をいたします。

議案説明資料の49ページをお開きください。

まず、49ページは新旧対照表でございます。説明は省略をいたします。

50ページをお願いいたします。

まず、改正理由について説明をいたします。

今回、国が定める基準のうち、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員になるための要件について一部改正が行われております。ここでいう放課後児童支援員とは、基礎的な資格要件を満たした者のうち、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者で、認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、本市の条例においても国の基準に合わせて所要の改正をするものでございます。

次に、改正内容について説明をいたします。

先ほど申し上げました放課後児童支援員認定資格研修は、これまで都道府県や政令指定都市が実施してきましたが、今回新たに全国で60市あります中核市においても実施することができるようになったため、本市条例においても放課後児童支援員になるための要件に中核市が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を加えるものでございます。

また、施行期日は公布の日でございます。

参考までに、関係する国が定める基準の新旧対照表を末尾に掲載しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第21号

○議長（角田一美君）

次に、日程第9. 議案第21号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第21号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は30ページから32ページ、議案説明資料は51ページから54ページでございます。

議案書30ページをお開きください。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傷病手当金の支給制度を整備したいので、この案を提出するものでございます。

改正の概要につきましては、議案説明資料で御説明いたします。

議案説明資料の51ページから52ページは、新旧対照表でございますが、説明は省略いたします。

それでは、議案説明資料53ページをお開きください。

改正理由でございます。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、被用者が感染した場合またはその疑いがある場合において、休暇を取得しやすい環境を整備するため、被用者への傷病手当金の支給について所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございます。

対象者は、「被用者のうち、新型コロナウイルスに感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者」でございます。

支給要件は、労務に服することができなくなった日から起算して3日の待機期間を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日があることが要件となります。

傷病手当金の額の算定は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額割る3月間の就労日数掛ける3分の2により傷病手当金の日額を求め、これに支給要件の日数を掛けて傷病手当金の額を算定いたします。

なお、給与等の支給を受ける場合は、受ける給料等の額について調整を行うものでございます。

支給例でございます。4月13日から発熱の症状が続き、その後、感染が発覚し4月30日まで仕事を休んだものといたします。なお、土曜日、日曜日及び祝日は就労に就くことを予定していない日とします。4月13日から15日の3日間が待機期間となり、4月16日から4月30日の間の土曜日、日曜日及び祝日を除いた10日間が傷病手当金の支給対象日数となります。

傷病手当金の額の算定でございますが、A、直近の継続した3月間——1月から3月の給与収入の合計額を240千円、B、直近3月間——1月から3月の就労日数を40日間。C、支給要件の日数——4月16日から4月30日のうち、労務に就く予定であった日数を10日間として傷病手当金の額を算定いたします。

A（3か月間の給与収入の合計額240千円）を、B（3月間の就労日数40日間）で割り、これに3分の2を掛けますと傷病手当金の日額4千円が求められます。

この日額4千円に支給要件日数10日間を掛けますと、傷病手当金の額は40千円と算出されるものでございます。

申請方法につきましては、傷病手当金支給申請書を保険健康課の窓口へ提出いただくこととなります。また、郵送による申請も受付を行うことといたしております。

添付書類といたしましては、症状が出た日、治療のために休んだ期間、給与収入の状況がどういふふうなものかを記入する被保険者記入用申請書、労務に服することができなかった日、直近3月間の出勤日数と給与支払い額などを記入する事業主記入用申請書、疾病名、入院期間、症状及び経過などを記入する医療機関記入用申請書を提出していただくこととなります。

施行期日は公布の日でございまして、令和2年1月1日に遡り、令和2年9月30日の間に適用するものでございます。ただし、入院が継続する場合等は、健康保険と同様、最長1年6か月まで適用するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第22号

○議長（角田一美君）

次に、日程第10、議案第22号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第22号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は33ページから34ページでございまして、議案説明資料は55ページから56ページでございまして、

議案書33ページをお開きください。

提案理由でございまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、後期高齢者医療に係る傷病手当金の支給申請の受付を行うため、この案を提出するものでございまして、

改正の概要につきましては、議案説明資料で説明いたします。

議案説明資料の55ページは新旧対照表でございまして、説明は省略いたします。

それでは、議案説明資料56ページをお開きください。

改正理由でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、被用者が感染した場合またはその疑いがある場合において、休暇を取得しやすい環境を整備するため、被用者への傷病手当金の支給について所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございます。

新型コロナウイルスに感染した者等を対象とした傷病手当金制度が佐賀県後期高齢者医療広域連合において創設されたことに伴い、市において当該申請を受け付けるためでございます。

申請受付は、保険健康課の窓口において傷病手当金給付申請書を受け付け、申請書を佐賀県後期高齢者医療広域連合へ送付するものでございます。

支給要件等でございますが、先ほど議案第21号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の中で説明した内容と同じでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

支給判定・支払い事務につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合で行います。

適用期間は、令和2年1月1日から9月30日の期間で適用するものでございます。ただし、入院が継続する場合等は、健康保険と同様、最長1年6月までとするものでございます。

施行期日は公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第23号

○議長（角田一美君）

日程第11. 議案第23号 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第23号 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案書は35ページでございます。

本案につきまして別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に151,147千円を追加し、補正後の予算の総額を18,841,847千円といたすものでございます。

2ページから5ページにつきましては今回補正の集計表でございます。

6ページから7ページにつきましては今回補正の事項別明細書でございます。

8ページから13ページは歳入でございます。

主なものを御説明いたします。

8ページの14款1項1目。民生費国庫負担金は787千円を増額するものでございます。生活困窮者自立支援事業費負担金の増です。

9ページをお開きください。

14款2項1目。総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で139,090千円を計上するものでございます。

4目。商工費国庫補助金は地方創生推進交付金で750千円を計上します。

6目。教育費国庫補助金は小学校及び中学校の学校保健特別対策事業費補助金で404千円を計上します。

10ページは15款2項6目。土木費県補助金でございまして17,500千円を増額いたします。肥前浜宿への誘導・回遊促進環境整備事業費補助金で17,500千円を計上します。

11ページをお開きください。

17款1項1目。総務費寄附金は、ふるさと人材育成支援寄附金として10,150千円を計上いたします。学校教育の向上に資するため、株式会社宮園電工様から10,000千円、個人様から

150千円の指定寄附をいただいたものでございます。

12ページの18款1項1目、基金繰入金は20,934千円を減額いたします。財政調整基金繰入金を15,000千円、ふるさと納税基金繰入金（市長におまかせ分）を5,934千円、それぞれ減額をいたすものでございます。

13ページをお開きください。

20款5項6目、雑入は、コミュニティ助成事業助成金で3,400千円を計上いたします。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたします。

議案説明資料の57ページから59ページは、今回補正の増減比較表でございます。

60ページは歳入の概要でございます。御参照ください。

61ページをお願いいたします。

ナンバー1のふるさと人材育成支援事業は、指定寄附によるふるさと人材育成支援基金積立金10,150千円を計上しております。

ナンバー2の地域振興事業は、コミュニティ助成事業交付金として竜宿浦区にコミュニティ活動備品の整備として2,500千円を増額するものでございます。

ナンバー3の生活困窮者自立支援事業は、住居確保給付金として1,050千円を増額いたします。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で、制度改正による給付金制度の対象が拡充されたことにより増です。

ナンバー4からナンバー8まで及び次ページのナンバー11及び12は、いずれも新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業を掲載しております。

まず、ナンバー4の新型コロナウイルス感染症拡大防止事業は、備蓄品でございます。マスク、消毒液のほか、今回新たに非接触型電子体温計を購入するものでございまして、5,000千円を計上いたしております。重症化しやすい方などにマスクを配布するとともに、各公共施設等への感染症拡大防止のために配備をいたすものでございます。

ナンバー5の農林漁業者緊急サポート給付金給付事業は12,500千円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられました農林漁業者の事業継続を支援するものでございまして、借入金の10%を給付するものでございます。給付上限額は、法人につきましては500千円、個人は250千円でございます。

ナンバー6の優良素牛導入助成事業は3,200千円の増でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた肥育農家の支援策といたしまして、既存の肥育牛購入助成事業を拡充いたしまして1頭当たり100千円、1農家4頭まで補助をいたすものでございます。

ナンバー7の飲食店緊急支援事業は13,000千円の増でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令後、特に厳しい経営環境にございます飲食店に対する支援事業、いわゆる家めしキャンペーンを継続するものでございます。クーポン券6万枚を追加の発行をいたします。

ナンバー 8 の小規模事業者等及び旅客事業者等緊急支援事業は79,000千円を計上いたしております。

このうち消費喚起型小規模事業者等緊急支援事業交付金は74,000千円でございます。冷え込んだ消費を喚起するため、市内店舗等で利用ができます2千円のクーポン券を市民の皆様全員に配布をいたすものであります。

また、貸切バス・タクシー等事業継続支援事業給付金は5,000千円でございます。将来の観光需要の回復に向けて存続が必要な事業者などの事業継続を支援するものでございます。貸切りバス1台につき100千円を、タクシー事業者には1待機所当たり200千円を、そして、運転代行事業者には1社当たり150千円をそれぞれ給付いたすものでございます。

62ページをお願いいたします。

ナンバー 9 の肥前浜宿誘導看板等整備事業は17,600千円を計上いたしております。肥前浜宿祐徳門前回遊誘導サイン設置工事15か所でございますが、7,550千円、そして、肥前浜宿誘導看板設置工事6か所分10,050千円でございます。

ナンバー10の非常備消防事業は971千円を増額いたします。消防団活動用備品として救助用ボートFRP製を1そう、ゴム製を2そう購入いたすものでございます。

ナンバー11の災害対策事業は3,861千円を増額します。災害時における避難所で感染症拡大防止等のために使用するパーティションを135個購入いたします。

ナンバー12の学校適応指導教室支援事業、特別支援教育支援員事業及び学校生活支援員事業は1,595千円増額いたします。新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業により、夏季休業中に補充授業を行うもので、会計年度任用職員報酬1,482千円、会計年度任用職員費用弁償113千円を増額いたすものでございます。

今回補正予算の主な内容は以上でございます。

なお、63ページには6月補正後の積立基金の状況を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

今回の新型コロナに対する御支援はまだほかの市と比べて若干遅いかなというふうな御指摘もございましたけれども、丁寧に協議していただきまして、第2弾、第3弾と支援をしていただくことになりましてありがとうございます。

そこで、たくさんの方から質問あるかと思っておりますので、説明資料の62ページ、一番最後に御説明をいただきました会計年度任用職員の報酬についてお尋ねをいたします。

これは当然夏休み、夏季休業期間中13日間のための報酬だというふうに思いますが、4月

に臨時休業があった分を13日間、夏季休業中に授業されるというふうなことを伺っておりますけれども、その4月分の会計年度任用職員への手当というのは支払われたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

会計年度任用職員、学校の支援員につきまして今回予算をお願いしているものでございます。言われるように、4月、5月の臨時休業期間中、学校は休業になった分について夏季休業期間中に授業を行うときの分についての支援員のお手当というか、報酬ということで今回計上しておりますけれども、4月、5月の臨時休業期間中、その支援員さん方については学校に一応勤務をしていただく中で、放課後児童クラブを開設していただいた分の支援のほうに回っていただく、それから、支援員のほうで、学校が休業になって子供さんが学校休業で自宅で子供の保育をされるというか、保護者として見られるときにつきましては特別休暇ということで有休の扱いでお休みをされておりますので、その分につきまして支給をしているものでございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

休業中に給料が支払われないというのは、非常に支援員さんたちにとっても大変困った問題かなというふうなことでお尋ねしました。

今のお話ですけど、いわゆる今雇っておられる会計年度任用職員、支援員をそのまま夏季休業中も雇うということなのか、また新たな方をここに、先ほどちょっと言われたようなんですが、新たに募集されてここに雇用されるのか、そこはどうなっているんでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

今回、夏季休業期間中の支援員につきましては、今来ていただいている支援員に引き続き夏季休業期間中支援員として勤務をしていただく分になります。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

夏季休業中は、以前は給与等が支払われなくてお休みの期間ですよというふうなのがかったというふうに思っているんですけれども、このたびは授業がありますので、当然出勤をさ

れるのかなと思いますが、授業がない8月から24日までですかね、23日までの期間というのはお休みをいただいて給料がないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

基本的に授業がない日は勤務を要しない日ということでお休みになられますけれども、研修等がありまして、夏季休業期間中に支援員についての研修がなされるときは出勤をいただくこととなりますが、基本的にはお休みになられることとなります。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ありがとうございました。途中で休まれるということで非常に雇用がしにくいというふうなこともあるのかなということでお尋ねをしたところでしたので、適切な配慮をいただきまして子供たちの学校教育がスムーズにいきますようにということと、まだまだ支援を必要としておられるほかのいろんな業種の方もおられると思いますので、今後ともぜひ支援を続けてくださいますようお願いをして、終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

補正予算3号の5ページ、10の教育費ですね。小学校は403,872千円、中学校が89,890千円。生徒数が違うにしても、4分の1ぐらいで中学校は予算が少ないんですけど、この原因は何でしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

今回、小学校の金額のほうがちょっと多いということになっております。内容として大きなものは、小学校は明倫小学校の大規模改造を今年度行いますので、その分に関する事業費が大きくなっております。事業費でいけば、約199,000千円という金額になっております。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

その2億円を引いても、あと1億円と2億円で2倍ぐらい差があるんですけど、中学校に

は全然そういうふうな事業はないんですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

今回、明倫小学校のように大規模で改造するというのは、大きなものは明倫小学校になりますけれども、施設維持のためにいろいろな補修とか工事というのは小学校も中学校も毎年幾らか行っておりまして、そういう意味では中学校のほうもそういった施設維持改修というか、工事等も今年度計上しているのもございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

中学校もぜひ充実していただくようによろしく申し上げます。終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。4 番杉原元博議員。

○4 番（杉原元博君）

私のほうからは、議案説明資料の62ページ、ナンバー9の肥前浜宿誘導看板等整備事業について質問をいたします。

この補正予算で県のほうから17,500千円という大きな補助額があるわけなんです、これだけ大きな補助額があるというのはどういった理由からなのか。例えば、国の総務省から肥前浜宿が表彰を受けたとかという背景があろうかと思いますが、これだけの補助があるというのはどういった理由からなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

まず、きっかけは、先ほど議員言われたとおり、鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会がふるさとづくり大賞を受賞されたということが大きな理由にございます。佐賀県のほうではこれを契機といたしまして特別支援策としてこれまでの地域の取組をたたえるとともに、さらに地域の取組を後押ししていただくということで補助金を採択させていただいております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番杉原元博議員。

○4 番（杉原元博君）

分かりました。誘導看板設置工事 6 か所で10,050千円ですから、1 か所当たり1,600千円から1,700千円程度ということで、かなり立派な看板ができるんじゃないかなと思います、この大きさとか、あと、どんな内容なのか、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

案内看板等につきましては、県道、国道等に6か所設備するものでありまして、場所的にいきますと、百貫橋南、神水川交差点の付近、あと、浜新方、古枝の小学校前付近、あと、浜新町、あと、まちなみ駐車場の入り口付近という形で、寸法的にいきますと、実際の寸法は分からないんですけども、肥前浜宿という案内看板、白地に青で肥前浜宿ということで方向を指し示して誘導する看板となります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今年の秋ぐらいに観光列車も鹿島を通るようになって、肥前浜宿にも停車する予定があるんですが、それに合わせてというか、看板とかができる予定というのはいつ頃なんですか。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

時期に関しましては、詳細にまだ決定しておりませんが、一応列車のほうの看板につきましては、もう一つのサイン計画のほうで誘導訓練をしたいと思っていますので、なるべくそちらのほうを列車に間に合わせられたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに。7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

何点か質問します。

今回の新型コロナウイルス感染症のいろいろ予算がついていますが、第1弾、第2弾、いろいろ今回は第2弾ですかね、見る限り私が抱く印象としては、そういった給付金とか補助金をもらえたところはいいいけど、もらえないような業種とかはかなりこたえていらっ

しゃるだろうなというふうに思っています。というのも、影響があったのは、話をいろいろ聞くと、農林水産業もかなり影響、農業ですね、受けていらっしゃるなという、聞いた感じ実感があります。

コロナ対策に関して言えば、鹿島市は農業への給付金とか補助金に関してはかなり手薄です。というのも、隣の嬉野市では持続化給付金の嬉野市独自で、売上げ、販売高が50%以上落ちたところは、農業とか業種を問わず150千円の応援金とかもあっていました。鹿島に関していえば、そういった事業は農家さんたちにはなかったです。そういった意味で考えると、隣のまちではそういったのがあるのに鹿島はないのかと、私たちもお叱りを受ける議員とか、それは執行部の皆さんもいらっしゃったと思います。

今回の新規の予算でも、説明資料の中でいうと、農林水産業緊急サポート給付金は借入金2,500千円をされた方にその10%とか、法人にも来るというふうになっていますけど、協議会のほうで前段の話では鹿島市に8件ぐらい対象者がいるということをお尋ねしました。もう増えているかもしれないですけど、明らかに今の状況を考えてみても農林水産業に手薄な鹿島市の事業なんじゃないだろうかというふうに思いますけど、その辺に関して言えば、鹿島市としてどういうふうにご考慮されるのか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えします。新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けている農林水産業への御支援ということでお答えをいたします。

まず、国の持続化給付金というのがございます。これは農林漁業者の方でも受けることができるということになっております。ですので、うちの市としては、まず、持続化給付金の給付をお願いしているところであり、これについては、6月になりましてから農業者の団体の方と関係者の皆様と意見交換を行ったところであり、JAの方もその際同席をいただきましたので、その支援をぜひ早急をお願いしたいということをお願いをしておりますし、系統外、JAの会員でない方については、鹿島市のほうでしっかりサポートをするということでお答えをしております。

その意見の中でも当然私たちも把握しているところではありますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けられているのは肉牛、それから、花卉、それと、タマネギということで、同じような意見をJAさんと共有をしたところであり、それについては今後当然のことながらサポートをしていきたいということでお約束をしたところであり、それについては、国も支援策を出されておりますし、佐賀県も今度、今日がたしか6月議会の開会日だと思いますが、その中で支援策も提案をされることとなっております。

それと併せて鹿島市も、先ほど来あっておりますように、今回の支援で全てではありませ

るので、今後長い対策が当然必要となってまいりますので、そういったことで農林漁業者の皆様への支援策も今後考えていくということで確認をしているところであります。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

分かりました。今後またいろんな支援が予定もされ、計画もあるかもしれないですけど、こういうふうに国のほうからまた同じように緊急的な特別な交付税措置とかが将来的にもあるかどうか、それは分かりませんよね。あるからこれだけのいろいろな事業がされているのは間違いないと思います。そういった中で、じゃ、コロナウイルスで今後、例えば、ミカンとかほかの作物に影響が出たときも同じようにできるのかといたら、それは不明な点で分かりませんけど、第1次産業をしっかりしていただいて、鹿島の農林水産業を守っている方たちのためにも、鹿島市独自でもそういったサポートをできるように、県のほうは今度、本当おっしゃるように、たしか4億円ぐらいだったですかね、タマネギとかのいろいろ何かサポートもあるみたいですけど、鹿島もそういったところに目を向けるような事業というのをしてもらいたいというふうに考えています。

あと、その関連なんですけど、先ほど鹿島市独自の持続化給付金では結局あれは10日までが締切りだったんですよね。さっき計算していたら、30,000千円いかないぐらい余っていますよね。これは新型コロナウイルスの協議会でもお話をしましたが、そういった残りの予算というのを、例えば、今までは手の届かなかった農林水産業の方とかに、作物で区切ったら、そういった補助金とかも給付金みたいな形でできるのもあるんじゃないかなと思います。一律にじゃなくて、多分、作物で見たときにはかなり、おっしゃるように、花卉とか、タマネギとか、牛とか、そういったもので見たときには対象になるような給付金も出せると思うので、そこら辺を検討してもらいたいというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

おっしゃるとおり、農林水産業については作物ごとに影響を受けている方がはっきりしていますので、今後、作物に着目して支援をしたいというふうに思っております。それは県も同じようにされていますので、それと合わせるような形で対応していきたいと思います。

財源の話がされましたので、その件について言いますと、今度、国が地方創生臨時交付金をさらに2兆円ということでされ、今、国の2次補正の審議の最中だと思っております。これが明日かあさってぐらいには予算案が通るということで聞いておりますので、その際に市

のほうでその地方創生臨時交付金の対応の事業をまた玉出しというか、アイデアを出すように企画財政から指示がっておりますので、その際に農林水産業についてはそういったことの支援策なり、基本的には農業にしる水産業にしる事業を継続していただけるような支援策が必要ということになっておりますので、そういった視点に立って、例えば、次期作のための経費を支援して事業を継続していただくとか、そういった対策を今後考えていく予定としております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

今回コロナのいろんな経済対策を打っていただいて執行部の皆さんは大変でしょうけれども、これからもスピード感を持って市民の方にいち早く給付金が届くように、私からもお願いしたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

今回、国の地方創生臨時交付金の分で予算を組み立てられております。先ほどふるさと納税の中で市長におまかせ分で繰入金をされておりました。今回、130,000千円ほどの臨時交付金 comes 来わけでありまして、入札減等で予算が余ったときは、この交付金は国に返還されるのでしょうか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

約139,000千円国のほうから臨時交付金ということで来ます。各経済対策等を考える中で、それ以上の額を施行事業費として考えておりますので、余るということはないです。

以上です。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

それでは、ちょっと細かいところの質問に行きます。予算関係資料の61ページです。

まず、ナンバー8の小規模事業者等及び旅客事業者等緊急支援事業ということであります。貸切りバス、タクシー等に支援事業給付金が計画をされております。私たちには見やすい資料を頂いておりますので、貸切りバス35台に掛ける100千円、タクシーが3待機所に200千円、運転代行6社に150千円ということで、5,000千円の予算を組んであります。

その中で質問しますけれども、タクシー会社についてであります。この3待機所の根拠を

教えていただきたいんですけども、今、タクシー会社は本社が1営業所、もちろん塩田にもありますけれども、本社営業所、鹿島には1営業所、そして、3待機所があり、そこで経営をされております。その3待機所に決められた理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

待機所ごとに設定した理由なんですけれども、事業者の方にお話を聞いておりますと、市内の待機所いずれも自社所有ではなくて民間から借りたり、土地を借りたりとかして営業されているということで、そこでは借地料なり賃料が発生しているというような状況であるということで、その助けに少しでもなればということで待機所ごとの設定とさせていただいております。

以上です。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。

もちろん待機所という形で今回出ておりますけれども、御存じだと思いますが、タクシーが31台、そして、福祉車両が1台、多分、所有されているとっております。この貸切りバス、タクシー、代行、本当に今回コロナの影響で50%以上の営業利益ダウンされているとっております。

そういった中で、このタクシーも1台ずつとか、運転代行にも1台ずつというような、1台1台が稼働しての利益が出る事業でありますので、待機所のそういった賃料とか発生すると思いますけれども、貸切りバス同様、1台1台に給付金支援事業をしたほうがより効果的になせる事業だと私は思っておりますけれども、その点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

今回のこの支援金を制度設計するに当たりまして、先行しまして佐賀県のほうが佐賀型貸切りバス・タクシー支援金というような支援事業を発表されました。県の制度が、バスの場合は貸切りバス1台につき、タクシーの場合は1営業所につきというような区分けで設計をされておりましたので、これに上乗せ補助をするというようなイメージで、タクシーにつきま

しては1待機所につきというような設計をさせていただいておるところでございます。

また、この佐賀型には運転代行事業者は含まれておりませんでしたけれども、飲食は国、県からの休業要請がありまして休業だったり時短営業されて、それに対する協力金ということで150千円が支給されておりますが、運転代行事業者の方には休業要請というのが出ていなかったものですから、何もない。ただ一方で、飲食のほうは閉まっているものですから、代行業者の方もほぼ休業状態に近い状態にあられたということで、県の休業支援金と同額であります150千円というような設定をさせていただきました。

以上です。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。もちろん1台1台とか1社1社に金額が多いのが一番いいことでありますけれども、そういった理由でしたらよく分かりました。早急にお手元に届くようお願いしたいと思います。

次です。最後になりますけれども、今回マスク等を配布するということで事業を立てられております。これも5,000千円の予算で計画がされておまして、マスク2万7,500枚、消毒液が1,500リットル、非接触型電子体温計が50本ということであります。この分の単価を教えてください。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

今回、臨時交付金のほうでマスクと消毒液と非接触型電子体温計の購入を予定しております。

マスクにつきましては、これは予定ですけれども、2万7,500枚の購入を予定しております。単価を100円、金額にして2,750千円。消毒液につきましては1,500リットルで単価が千円、これは1,500千円です。（「声が低い」と呼ぶ者あり）1,500千円です。それと、非接触式の電子体温計50個で単価が12千円で600千円。その他に消毒液の配布用の容器等を購入予定しております。合計で5,000千円の予算といたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。消毒液に関してはリッター千円、妥当な金額かなと思っております。マスクです、マスクが100円というのは非常に高いような気がします。今だからこそ1枚

当たり20円、30円かもしれません。予算をつけられたときにはもしかしたら100円だったかも分かりませんが、どういうマスクなのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

通常の使い捨てのサージカルマスクを予定しております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

トータル金額が2,700千円ということになりますと、入札ということでの業者選定になるということによろしいでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

入札での購入を予定しております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

100円は非常に高いと思っております。議長に許可をいただきましたので、私、参考的にマスクを持ってきております。（現物を示す）これは私が今使っているマスクです。黄色い袋に1枚ずつ入って、初めて見られた方は非常に高価に見えると思います。これは1年前に100枚購入したときに2,700円、27円で購入いたしまして、これもビニール袋に1枚ずつ入っていて安くは見えませんが、これもサージカルマスクで、これは1枚だけ頂いたものです。今回、ポートピアチケットショップから市にマスクを寄附された分を1枚頂いた分です。100円というのは非常に高いような気がします。今、私がつけているマスク、これは浜の縫製会社で購入した分で、400円ぐらい多分したと思います。今の時期、100円というマスクは非常に高いなと思っておりまして、そして、今の時期はシャープですかね、非常に人気があるマスク、あれは60円だそうです。でも、あれは購入できなくて、抽せんで当たった人だけが購入できるという状況であります。

先日の新聞だったと思いますけれども、大手スポーツメーカーが夏にも対応できるマスクを製造するというので、金額は分かりませんが、そういった夏用の対策も考えて作っておられる中で、サージカルマスクが100円というのは非常に高いなと思いますけれど

も、そこはもう少し予算を下げて枚数を増やすとかしないと、これは幾らあっても予算が足りないと思いますけれども、その点、変更できないものなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

マスクの単価についてでございますけれども、ちょうどこの見積りを行っていた時期がまだマスクの価格が落ちていく時期じゃなかったものですから、やはり現在と比べますと、そこら辺の差は出てきていると思います。ただ、このマスクにつきましては、入札のときにはこちらのほうでまた予定価格を設定して入札するようにいたしますし、備蓄用のマスクというふうなこともありますので、単価が安くなってその差額の方でまた購入するということも考えられますので、議員言われたとおり、そういうふうなことは考えていきたいと思えます。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

ぜひ単価を見直しして2万7,000枚以上購入できるように努力をしていただきたいと思えます。

最後に、コロナ対策について関連してですけれども、第2波が訪れるかもしれないということで、皆さんコロナにかからないように3密を避けたり、本当に市民の方の努力がよく見られると思えますし、そのおかげで鹿島市もまだ感染者が出ていないという状況ももちろんあります。

そういった中で、今後の備えについてお考えを少しお聞きしたいと思いますけれども、PCR検査をする地域外来・検査センター、今は、もし高熱があるとか3日間続いたとかということであれば、武雄の杵藤保健福祉事務所のほうに問合せして、そこが帰国者・接触者相談センターということですので、そこに相談して地域外来・検査センターのほうに行って検査をするという形になっております。鹿島市のほうにもこういった地域外来・検査センターがあれば、市民の方も安心ができると思えます。

でも、この地域外来・検査センターを設置するとなれば、もちろん医師の負担があります。ホームページを見てみますと、ドライブスルーで鼻の中を検査して、患者の方は車から降りずに医師の方が窓まで行って鼻を検査するという形を取っておられますけれども、でも、その医師の方は、ゴーグルだとか、フェイスガードだとか、手袋、ガウンですかね、そういったもので完全防備して医師の方が取り組んでいる写真を見たところでもあります。

そういったリスクもあると思えますけれども、ぜひ鹿島市に地域外来・検査センターを設置して市民の安心のために動いていただきたいと思えますけれども、そういったリスクもあ

りながら、強く要望するわけにもいかないような気がしますけれども、私は設置していただきたいと思います。そういった中で執行部の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

稲富議員がおっしゃいましたPCR検査ですけれども、最近その必要性が問われていて、ニュースでもあちらこちらの医療機関で取り組んでいるという情報を得ておりますので、最近調べておりました。

PCR検査につきましては、医師が患者の状況によって診療の一環として検査の可否を判断して行う医療行為となっております。そのため、医療機関及び医師を備えている自治体であれば実施可能でございますが、そうでない自治体では任意の医療機関で実施することになります。

PCR検査ができる任意の医療機関となりますと、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関ということで、都道府県が認めた医療機関となっております。また、適切な感染症対策が取られている都道府県が認めた医療機関ということで、例えば、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないように、可能な限り動線を分ける、発熱外来などを別に分けるということと、あと、少なくとも診療室は分けるというような条件があったり、必要な検査体制を確保、また、医療従事者の十分な感染症対策を行うなど、適切な感染症対策が講じられていることということになっておりますので、そういう医療機関ということで市内の医療機関が受けていただくようであれば、多分、県のほうと委託契約を結んで体制を整えることとなります。また、今、佐賀県のほうでは、先ほどおっしゃいましたように、県内の5つの保健所でこの検査をされていますけれども、徐々に増やされていて相当な数の、相当というか、10か所以上の体制整備を図られていて徐々に拡大しておりますので、今後、鹿島市としましては、医師会と連携、情報共有しながら、市内の検査体制を協議していくということでこちらも話合いをしているところですので、あとは医療機関がどこまで望まれるかということですので、徐々に体制整備が整えられるように医師会と連携したいと思います。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

ぜひ医師会と連携して進めていただきたいと思います。

本当に医療機関の施設敷地外に造らないといけない、テントを造らないといけないとか、プレハブとかですとか、そういった敷地外に造らなくちゃいけないので、新たに予算が本当に必要なってきます。国の事業で感染症予防事業費等国庫負担（補助）金というのが、

国、県の2分の1ずつの予算があつたりしますので、その点も予算があるから早急に造ってくださいとは言えませんが、これは慎重に医師会と議論をして、前向きに設置の方向に進んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

説明資料の62ページ、10番、非常備消防事業でございます。

今回、消防団活動備品としまして救命ボートFRP製1艇、ゴム製を2艇購入するということになっていきますけれども、これは今までにあったのを入れ替えるのか、もしくは今回新たにこれを常備するのか、まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えします。

鹿島市にはこれまで救命用ボートというのはございませんでしたので、救助用に活用していくということで今回初めて購入しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

分かりました。

じゃ、これは動力としては人力なんですか、それとも、一般に言います船外機がついているとか、そういうボートなんですか。いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

テレビでよくあっているように、船外機、漁船等についている後ろでエンジン式じゃございません。オール式で、オールでFRPのほうもゴムボートも人力でこいでいくという形で考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

機械の動力は使わないということですね。分かりました。

これは保管というのは大体どちらになさるのか。あと、今回新たに準備されるということで、災害時の対応の計画とかマニュアルとか、そういう訓練も含めて今後どのようにされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まず、保管の場所ということですが、これに関しては配備、配置する場所ということでの捉え方で考えていただければと思います。現在、消防団と協議は行っているところですが、具体的な施設はまだ確定していないところです。今回購入予定の3艇につきましては、あともう一つ、消防署にも無償貸付けのゴムボートが1艇ございますので、今年度中に合計4艇が入ることとして計画しております。

配備する場所につきましては、基本的に鹿島の主要河川に区切られた区域を考えておりまして、北鹿島地区、大字高津原地区——西牟田辺りの浸水エリアがありますので、そして、大字納富分地区、浜から七浦方面の地区ということで4か所を考えておりまして、あと、具体的な場所は公民館とか、消防の車庫とか、そういうところで一応今後検討をしていく必要があると考えております。

あと、すみません、対応の計画ですが、これはもちろん購入をいたしましてから、消防団とか、あるいは私たち総務課が消防の担当部署ですので、ほかのまちの事例もテレビ等々で見られる状況ですので、県とか、あるいはほかのまちの実際使ったところに聞き取りをしながら、鹿島での活用についても考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

せっかく配備されるんですから、被災時におたおたとならんようにしっかりとその辺を訓練というか、一応されてしっかりと対応できるようにお願いできればと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

何点か質問させていただきます。

質問項目は議案説明資料の61ページから行きます。よろしいでしょうか。

先ほどあったマスクの件、私もここに計上されている予算は消化されていいと思います。しかし、マスクの単価はもう少し安くなるんだったら安くなって、それで余ったお金で私はできるならば小学生向けの夏用のマスクとか、そういうふうなのを使い捨てじゃなくて、先ほど稲富議員もおっしゃっていましたが、そういうふうなのを配布できないもんかなと思います。親御さんから話を聞くと、使い捨てじゃない手作りマスクみたいなのを1人で四、五枚は持っている、やっぱり毎日洗わないといけないから。ただ、マスクをして町なか、特に昨日みたいな気温が高い日、やはり息苦しいということも言われています。そういうふうなのをもう少しね、今回の経済対策は第3弾でしょうが、これから第4弾とか多分次考えられると思うんですね。その中では、コロナとしばらく付き合っていくために必要なもの、そういうふうなものにちょっと視点を変えていただければと思います。それについてどうでしょうか。担当課の所見をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

児童・生徒用のマスクということでお尋ねでございます。

今、学校の児童・生徒につきましては、通常マスクを着用して学校生活を送るというのが基本になっております。それは御家庭のマスクというか、普通、例えば、給食用で持っているマスクを活用したりとかというのがあります。それから、国のほうから全国の児童・生徒にマスクの配布があつておまして、また、今月も2回、1人2枚ずつ配布をするというふうな計画がなされているということで聞いております。基本的にはそういったものを活用するということと、あと、それぞれの学校に備蓄というか、備えてあるマスクというのが確かにありますけれども、今、議員が言われますように、非常にこれから暑くなってくる中で熱中症対策での対応も課題ということが言われております。体育の授業等についてもマスクは外して、できるだけ間隔を空けてというような取組もやっていかなければならないということで、その分につきましては今後の課題ということで夏用のマスクといいますか、そういったものに対応できるようなマスクがあれば、担当課としても勉強をしてから、そういった対応ができればということで考えていきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

議員御質問の夏用マスクの件でございますけれども、今、教育次長のほうも説明もございましたけれども、教育委員会と保険健康課と再度そこら辺のお話をして、小・中学校用の児

童・生徒用のマスクの購入ということについて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

子供用のマスクで、私が今日しているマスクは、（現物を示す）これはここ数年よく夏場で市販される冷感用のスポーツタオルを素材にした手作りのマスクです。購入するだけじゃなくて、ある程度の規格を行政で決めていただいて、それを地元の縫製業者さん等に依頼をする、それも一つの手ではないかなと私は思いますよ。そして、特に子供さん方に、それとか、御高齢の方に配布をすると、そういうふうなのをまた新たな段階でも検討をされるときには考えていただければなと思っております。ひとつ今後ともそれはよろしく願いいたします。答弁はいいです。

それでは次、次に今度の消費喚起型小規模事業緊急支援ということで、千円につき500円使えるクーポン、1人2千円分を鹿島市内の人口全ての人にお渡しをするという、私はこれはこれでいいと思います。ただ、先ほど中村一堯議員も質問の中で言われていましたけど、休業要請はされていない、店はゴールデンウィーク中も開けていた。しかし、実際外出の自粛要請とかがあって、まちの中は人通りも本当に少なかったです。そういう中で、外出をしなければ着る服は要らない、新しい服や靴を買うこともない。そういうふうのを考えると、高額、若干金額が張る商品を扱っていらっしゃるお店は非常に厳しい。貴金属店であったり、婦人服であったり、バッグ、そういうふうなところ。私は今回のこのクーポンはクーポンでよしとして、新たにやはり以前行われていたようにプレミアム付商品券、12千円分ぐらいの商品が買えるのを10千円で購入をするとか、ほかの自治体でもされております。これをやったほうが金額的には多くの金額が鹿島市の中で回るようになっていきます。そして、昨日10日が3回目の100千円の定額給付金で支給されております。今、皆さん各家庭、ある程度給付金をいただき、少しは余裕じゃないですけど、気持ち的に余裕はあるのではないかなと思っております。ここで消費を喚起させるためには、そのくらい金額の大きいものを市民の皆さんの手に持っていただき、そして、市内のお店であったり、飲食店も結構だと思います。そこで活用をしていただく。そういうふうなことを今後は考えていただければなと思いますが、産業部長から答弁をいただけますか。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

今の現状、感染症対策をしながら経済活動をしていくような、今少しずつそういった状況になっている中で、消費喚起策は非常に重要な手法だということで、今回クーポン券の配付

について検討させていただいたところであります。

今後といいますか、その制度設計をする際にプレミアム付商品券でいくか、こういったクーポンのやり方でいくかというのを検討させていただいて、その中で今回クーポン券を配付しようということで決定をしたのは、前回の10月の消費税が増税されたときのプレミアム付商品券の使用状況を確認いたしましたところ、住民税非課税世帯の方と子育て世代にプレミアム付商品券が買えるという制度を国の事業で行ったところでありましたけれども、その際に住民税非課税世帯の方の使用が30%の使用にとどまったという状況でありました。これを分析しましたところ、先ほど確かに伊東議員がおっしゃったように、各家庭には一律100千円の給付があるということではありますが、これは非常に今回のコロナウイルスで大きな影響を受けていらっしゃるからこそ、その生活の足しといいますか、そういった生活を維持していただくために給付をされたものと認識しておりますので、そういった中でやはりさっきおっしゃったように、一旦10千円とか、高額なお金を出すのが非常に大変だったというようなことで30%の使用状況にとどまったのかなというふうな分析をいたしております。そういったことも判断をいたしまして、今回はクーポン券を定額給付金と同じような考え方で、やり方も、定額給付金で一旦100千円の給付の手続をやっておりますので、やり方もすぐできます、それと同じノウハウがありますので、やりやすいということで、今回はこの制度設計を選択したところであります。そこら辺については、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

いや、今回の事業について私は駄目だとは言っていないんですよ。これはこれでいいんです。次です。次の段階でそういうふうなのをまた考えてくださいと私は言っています。ですから、これは皆さんうれしいと思いますよ。1人につき2千円だから。だから、1人につき4千円分買うということになりますよね。千円につき500円のクーポン券を使うというふうになるんでしょうから。だから、それはそれでいいんです。ただ、今回の資料をいただくときに、こういうふうに地方創生臨時交付金の活用事例集というのをいただきました。昨日、全てこれを109目読ませていただきました。相当これは勉強しなければならないだろうなど。自分の住んでいるところ、この自治体で、鹿島市でこの中で何に使えるものなのか。それは企画財政課が考えているのか、どこが考えているのか、よくは分かりません。それとも、今回の経済対策だったら産業部が考えているのかも分かりませんが、これを見る限り、自治体が頭を絞らないと、言い方は悪いけど、国はこれをある程度自治体に任せますよということですよ。メニューは自分たちで考えてくださいということだろうと思うんですよ。

だから、次のこの臨時交付金を今その使い方を練っていらっしゃる頃だろうと思えます

ので、今回の第3弾はこれでいいと思いますが、そのあたりしっかり頭の中に入れて、次の第4弾を考えていただきたいと思います。

それともう一つ、質問で最後にしますが、先ほど杉原議員から質問があった、私も肥前浜宿への誘導看板、これは常任委員協議会でも言いました。目立つようにしてくれと。多分、サイン計画があって、一律同じように鹿島市内するんでしょう。先ほど部長からあったように、白地に青ですかね。それはそれでいいです。いいけど、何かしら途中でかし丸くんのマークを入れておくとか何かして、運転していてぱっと目につくようにしていただきたいなと思っております。金額的には結構な金額だと思いますよ。17,500千円ですもん。これだけのお金があったら、それはいい看板ができるでしょう。どうでしょうか、部長。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど議員言われるように、なるべく看板には目立つような形で、色的には白地に青で表示するという形でしたいと思います。あと、設置するにつきましては、国県道につきましては、まず、土木事務所の協議等が出てまいりますので、そこら辺を踏まえて、極力意に沿えるような形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（角田一美君）

ここで10分程度休憩します。

2時30分から再開します。

午後2時21分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第23号の質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

2点ほど質問いたします。

まず1点ですけれども、議案説明資料の61ページの7番ですね、飲食店緊急支援事業ということで家めしキャンペーンの補正として今回13,000千円が計上されておりますけれども、これまでのこの事業についての市内飲食店への経済効果というのは担当課としてはどのように見ておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

現在このクーポン総交付枚数が6月10日時点で9万8,800枚を登録店のほうに交付いたしました。お客様に配布が随時なされておる状況であります。

そのクーポン券の換金状況でありますけれども、毎週月曜日、木曜日の2回、換金を行っております。現在の換金枚数が2万8,958枚、金額にいたしまして5,791,600円が飲食店の手元に渡っているという状況であります。

交付枚数と換金枚数から差し引きますと、まだ7万枚が未換金の状態ということで、この分の換金がこの後6月末、7月にかけてなされると思いますので、一定の効果は今後またさらに上がってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

説明等いただきましたけれども、今回また13,000千円計上されてということでクーポン券を発行という形になると思いますが、期間的には大体6月いっぱいまでということになってくると思うんですけれども、あと20日ぐらいで全てのクーポンがはけるのか、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

今回の追加発行を含めまして総発行枚数が12万枚になります。これがあと残り日数が少ないということで12万枚全てがはけるということはないのかなというふうに思っております。ただ、我々としましては、少なくとも6月30日までは着実にお客様の手元に渡る状況をつくりたかったというのがありますので、若干多めに見積もって12万枚あれば確実に渡せるだろうという判断をいたしましたところでありまして、ですので、現在の交付状況からいきますと、10万枚、11万枚ぐらいに最終落ち着くのではないかなというふうに見ております。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

市内の飲食店を含めて、やはり経済的な自粛というのが市民の皆さん方もあられると思うので、今回こういうキャンペーンをしていただいて下支えには幾らかでもなっていると思います。ただ、市内の飲食店を含め、経済状況は非常にまだまだ厳しいので、今後も絶えるこ

とのない支援活動というのを担当課でぜひ考えていっていただきたいと思います。

もう一点が、5番と6番の農業者への支援活動ですけれども、この2つの事業を含めて、現在農業をされている方の今回のコロナ対策への相談等の窓口というのは、市内では農林水産課だけがやられているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほどの農林水産業者のコロナ対策ということであれば、先ほどから出ておりますとおり、国の経済対策である持続化給付金のほうも農林漁業者が対象となっておりますので、こちらのほうの電子申請を含めた国への交付申請の相談窓口が、先月の23日に鹿島勤労者福祉センターのほうで中小企業庁のほうを担当者を派遣いたしておりまして窓口相談をされております。ここについては事前に申込みが必要ですので、事前予約が必要となりますが、必要書類をそろえて相談をされるように私どものほうからもお願いをしております。

また、農林水産課でもこの持続化給付金については相談を現在も行っておりますが、7月1日号に市報で広報をいたしまして、私どもの市庁舎の2階農林水産課でも相談を行うということで広報をするということですので、ぜひ御利用いただければと考えておるところでございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

答弁をいただきました。持続化給付金も含めて、先ほども答弁あっておりましたが、今後佐賀県議会でも補正予算が組まれて農業支援が行われる、また、国のほうでもその他含めた農業支援が行われるということで、今後、支援体制、また、相談窓口の充実というのが多分、各市町によっては非常に大切になってくると思います。

午前中の答弁の中でありましたけれども、市内の商工業者を中心とされた休業協力金の給付金であったりとか貸店舗型給付金であったりとか、この辺に関しては約600件近くの申請を、市の商工観光課、そして、商工会議所が一緒になって対応に当たったことで迅速にやれたと思います。今後、農林水産業の支援が本格化するとすれば、やはり市だけではマンパワーが足りないと思いますので、農協を含めて関係団体との連携というのがこれまで以上に大事になってくると思います。ですから、その辺の取組を早急に始めていただきたいと思いますが、その辺、産業部長どのように考えておられますでしょうか。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

6月初めにJ A、農協の団体の方が要請に見えられたときもそういったお話をしたところ
です。まず、国の持続化給付金があるから、これの申請について対応してくださいというこ
とで、もちろん鹿島市もやりますし、J A、農協のほうでもぜひ相談を受けてくれというこ
とでお話をしたところ。そういった中で、J Aさんのほうは青色申告会、申告をされて
いますので、申告の御相談を受けられていますので、そういった方についてはデータも当然
お持ちですので、持続化給付金の申請がよりやりやすいと思います。

そういった中で協力をこちらからもお願いしましたし、そういった方向で、当然、国のほ
うでも、農林水産省でしたかね、J Aのほうでも相談を受けますというパンフレットもでき
ていますので、今、J Aのほうでもそういった相談体制を整えていただいているものと思っ
ております。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

最後に市長にお伺いをしたいと思いますが、今日一日でもこういう支援について、相談窓
口等に含めて支援体制も市だけではできない部分が多々あると思います。今ありましたよう
に、商工会議所であったり、J Aであったり、また、今後の第2波を考えれば、市内の医師
会との連携とか、非常に必要になってくると思いますので、この辺の連携を第2波が来る前
にきちっと整えておくことが市にとっては非常に大切になってくると思いますので、これら
の連携について市として市長がどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思い
ます。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名でございますからお答えしたいと思います。

実は一般質問で恐らくいっぱい出てくるんですよ。お答えしましたら、その答えを先に全
部してしまうみたいな話になって、かえって後で円滑に進まないかもしれないと思いま
すので、1つございました農業関係でお話をしておきますと、皆さんちょっとした誤解があつた
のかもしれませんが、農家も持続化給付金の対象になっているんですよ。しかし、申請が少
ない。それは、恐らくあれは商工業者のための制度だなと思ひ込んだという節があると思
います。そこはそうなっているものですから、その下にございます49%までの鹿島型のもの、
これは商工業者のためのことを想定しながらつくられた制度です。でも、ちゃんと運営すれ
ば農家も対象になりますので、別に農家とか漁業者を除いたわけじゃありません。そこはよ
く知っておいていただきたいと思います。さっき答弁を部長もいたしておりましたが、パン

フレットにもそれははっきり書いてあるんですよ、いろんな書類に。したがって、非常に少ないのはむしろ我々が残念です。

農業は非常に難しい、特に野菜なんていうのは難しいのは、これは農林水産大臣が国会で答弁をしておられましたけれども、実はこういうことは既に想定されていまして、コロナじゃないですよ、価格が落ち込むと、いろんな制度ができております。例えば、収入保険ですね、それから、価格安定制度、それから、農業共済、いろんな理由に対応できるように制度はございまして、一番手厚いスタイルで仕組みはあるんですよ。だから、それがあって、今回のようなことがあった場合は対象になる人とならない人が出るのが多分対応の難しさだと思います。

それから、何か仕掛けをつくる時に、今言いました仕掛けの隙間を手当てしないといけないということですよ。そうしないと、二重になってしまう、もったいないということになります。

したがって、今、農林水産省が遅れている、あるいは鹿島市が遅れているという印象をお持ちかもしれませんが、そうじゃなくて、今、JAなりと相談をしていますのは、その申請できない人、制度を利用できない人、例えば、収入保険にかたっていないとか、それは自分の責任でもあるんですけども、そういう人をどうするかというので、仕分けとどういう仕組みがいいかを今検討中なんです。したがって、なおざりになっているというのは誤解であることをよく頭に置いておいていただきたいと思います。

それからもう一つ、今、実は感染症対策で鹿島で一番心配なのは、市民の皆さんがいろんなことで頑張っていて自粛をして、やりたいこともやらないででしょう、やっていたので、出ておりませんですよ。それは大変ありがたいことだと感謝をしないといけないと思っております。ただ、コロナの一番の難しさは、簡単に言うと、敵が見えない、どこにいるか分からない、いつ終わるか分からないために、終わったと思わないようにしていただきたい。そのために今後何をやるか。

さっき御提言がありましたけど、いろんなPCRの検査とか抗体の検査とか発見する手ではあります。残念なことに特効薬とウイルス対応の医療部分がまだ化学的に追いついていないというのは事実だと思います。だから、やらないといけないとすれば、今、県のほうから若干のサウンドが来て、どういうことになるか考えていますのは、鹿島が検査について一種の空白地帯になりつつあります。空白というのはゼロじゃないですよ。えらく遠い、あっちに行ったりこっちに行ったりせんといかん。地元で何かできないだろうかという思いが私自身もありますし、県のほうも何かやれることはないだろうか、医療関係者も心配しておられます。

したがって、次にそういう第2波といいますかね、来るための備えとして何かしないといけないんですけど、3つだけ乗り越えないといけないということがあるんですよ。

1つは、どこで用意するか。つまり立地ですよ。その次は、どういう施設であれば大丈夫なのか。3つ目が、一番大事なのは実はマンパワーなんです。入れ物を造ったけど、検査する人がいないじゃ困るということがありますから、それらをうまく組み合わせて、お金がかかるのは国か県が多分面倒見てくれるでしょう、鹿島がやるにしても。問題なのはマンパワーですから、そこのところをしっかりとやるように今調整といいますか、知恵を絞っているところまでは申し上げておいていいと思います。

あとは一般質問で多くの方がいろんなこととお話があるようですから、私たちもしっかりと対応できるように、今、職員の皆さんにお願いをしているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第24号

○議長（角田一美君）

次に、日程第12. 議案第24号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第24号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は36ページでございますが、説明は別冊の補正予算書で御説明いたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金給付に関する歳入予算の増額

及び歳出予算の新規計上でございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,813,478千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。今回の補正予算の事項別明細でございます。

6ページを御覧ください。歳入でございます。

4款1項1目、保険給付費交付金は336千円の増額をいたしております。新型コロナウイルス感染症に伴います傷病手当金給付に要した費用について特別交付金として財政支援を受けるものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出でございます。

2款6項1目、傷病手当金は336千円の新規計上でございます。今回の傷病手当金の補正は新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の給付を予定したものでございまして、先ほど歳入で説明いたしました保険給付費交付金補正額と同額を補正するものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

明12日から16日までの5日間は休会とし、次の会議は17日午前10時から開き、一般質問を

行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 53 分 散会